

もくじ

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ 3

主な保険用語のご説明 5

お知らせとお願い 8

生命保険募集人	8
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点	8
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）	9
元本欠損が生じる場合	10
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ	10

商品のしくみ 11

予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）の特徴	11
予定利率	14
為替リスク	16
保険料円貨払込特約（平準払用）	18
保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）	19
円貨支払特約	20
目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）	20
年金支払移行特約（平準払用）	22
年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）	23
保険契約者代理特約	24

死亡保険金のお支払い 26

死亡保険金のお支払い	26
死亡保険金をお支払いできない場合	27

ご契約に際して 29

告知	29
ご契約内容などの確認	29
ご契約の成立と保障の責任開始期	29

保険料について 30

保険料の払込方法	30
保険料の前納	30
同一月数分保険料の継続前納	31
保険料の払込期月と保険料期間	31
保険料払込の猶予期間とご契約の失効	32
死亡保険金のお支払時の保険料の精算	32
解約返還金などのお支払時の保険料の精算	33

ご契約後について 34

解約と解約返還金	34
保険料円貨払込金額の減額	34
第2 保険期間死亡保険金額の減額	34
被保険者による保険契約者への解約の請求	35
死亡保険金受取人によるご契約の存続	35
保険契約者および死亡保険金受取人の変更	35
住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き	36
死亡保険金のご請求方法	37
死亡保険金のお支払期限	37
死亡保険金のご請求手続きの流れ	38
死亡保険金の請求訴訟	39
生命保険と税金	39

お客さまにご負担いただく諸費用 41

お客さまにご負担いただく諸費用	41
-----------------------	----

会社・制度のご案内 43

当社の組織形態	43
個人情報の取扱い	43
本人特定事項などの確認	43
支払査定時照会制度	44
保険金額などの削減	45
生命保険契約者保護機構	45

約款・特約条項

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款 47

予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）	47
-------------------------------	----

特約条項 63

保険料円貨払込特約（平準払用）	63
保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）	65
円貨支払特約	67
目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）	78
年金支払移行特約（平準払用）	82
年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）	89
保険料口座振替特約	91
保険料クレジットカード払特約	93
保険契約者代理特約	95

説明事項ご確認のお願い 裏表紙

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味が
わからない

主な保険用語のご説明

5ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回など)

9ページ

申込みの手続きに
ついて知りたい

ご契約お申込みの
お手続きの際の留意点

8ページ

いつから保障が開始
されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の
責任開始期

29ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて
知りたい

商品のしくみ

11ページ

保険料について

保険料の払込方法を
知りたい

保険料の払込方法

30ページ

保険料の払込みが
できなかった

保険料払込の猶予期間
とご契約の失効

32ページ

保険料の負担を
軽減したい

保険料円貨払込金額の
減額

34ページ

死亡保険金のお支払い

保障内容について
知りたい

死亡保険金のお支払い

26 ページ

死亡保険金が
受け取れない場合に
ついて知りたい

死亡保険金をお支払い
できない場合

27 ページ

死亡保険金の
請求の流れについて
知りたい

死亡保険金の
ご請求方法

37 ページ

死亡保険金のご請求
手続きの流れ

38 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金

34 ページ

死亡保険金受取人を
変更したい

保険契約者および死亡
保険金受取人の変更

35 ページ

住所や名前が変わった

住所などの変更・保険
証券の再発行のお手続き

36 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金

39 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

あ	移行後基本保険金額 (いこうごきほんほけんきんがく)	「目標値到達時円貨建終身保険移行特約(平準払用)」を付加した場合において、被保険者が移行後保障増額日以後に死亡したときの死亡保険金額の基準となる金額のことです。
	移行後保障増額日 (いこうごほしょうぞうがくび)	「目標値到達時円貨建終身保険移行特約(平準払用)」を付加した場合において、死亡保険金額が増額する日のことで、円貨建移行日の2年後の年単位の応当日となります。
	円貨建移行日 (えんかだていこうび)	「目標値到達時円貨建終身保険移行特約(平準払用)」を付加した場合において、主契約を円貨建終身保険に移行する日のことで、到達判定日の翌日となります。
	円高限度為替レート (えんだかげんどかわせれーと)	「保険料換算為替レート円安保証特約(円高限度あり型)」を付加した場合、保険料円貨払込金額を指定通貨に換算する際に適用される為替レートには円高時の上限を設定しており、この上限となる為替レートを円高限度為替レートといいます。
か	解約返還金 (かいはくへんかんきん)	ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。
	基準利率 (きじゅんりりつ)	毎月1日に設定される、第1保険期間中の毎月の予定利率を計算する際に基準となる利率のことです。
	契約応当日 (けいはくおうとうび)	保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。
	契約年齢 (けいはくねんれい)	契約日における被保険者の年齢のことです。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
	契約日 (けいはくび)	契約年齢などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日が属する月の翌月1日となります。
	告知 (こくち)	ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。
	さ	最低保証為替レート (さいていほしょうかわせれーと)
失効 (しっこう)		保険料払込の猶予期間内に保険料のお払い込みがなく、猶予期間満了日の翌日にご契約の効力が失われることをいいます。
指定通貨 (していつうか)		通貨の種類は、米ドル、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つご指定いただきます。この保険における死亡保険金のお支払いなどは指定通貨で行います。なお、各種特約を付加することにより、円貨により受け取ることができます。
死亡保険金 (しほうほけんきん)		被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。
死亡保険金受取人 (しほうほけんきんうけとりじん)		死亡保険金を受け取る人のことです。
死亡保障倍率 (しほうほしょうばいりつ)		第1保険期間における死亡保険金額および第2保険期間死亡保険金額の計算に用いる倍率のことで、第2保険期間移行日における被保険者の年齢および性別に基づき、ご契約の締結の際に会社の定める方法により定めます。
主契約 (しゅけいはく)		保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。
責任開始期(日) (せきにんかいしき(び))		当社がご契約上の保障を開始する時期を責任開始期、責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
責任準備金 (せきにんじゅんびきん)		将来の死亡保険金を支払うために積み立てたお金(準備金)のことです。
た		第1保険期間 (だいいちほけんきかん)

	対顧客電信売相場 (TTS) (たいこきやくでんしんうりそうば)	お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信買相場 (TTB) (たいこきやくでんしんかいそうば)	お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
	対顧客電信売買相場中値 (TTM) (たいこきやくでんしんばいばいそうばなかね)	対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信買相場 (TTB) の中間の値です。
	第2保険期間 (だいにほけんきかん)	保険期間のうち、第2保険期間移行日から起算して終身の期間をいいます。
	第2保険期間移行日 (だいにほけんきかんいこうび)	第1保険期間から第2保険期間に移行する日のことで、第1保険期間の満了日の翌日となります。
	到達判定日 (とうたつはんでいび)	「目標値到達時円貨建終身保険移行特約 (平準払用)」を付加した場合において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。
	特約 (とくやく)	主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。
は	判定基準為替レート (はんでいきじゆんかわせれーと)	「目標値到達時円貨建終身保険移行特約 (平準払用)」を付加した場合において、判定基準金額を計算するときに用いる為替レートのことで、この特約の付加日における対顧客電信売相場 (TTS) を上限とする当社所定の為替レートとなります。
	判定基準金額 (はんでいきじゆんきんがく)	「目標値到達時円貨建終身保険移行特約 (平準払用)」を付加した場合において、この特約の付加日における主契約の解約返還金額を判定基準為替レートをを用いて円貨に換算した金額のことで、第2保険期間死亡保険金額の減額が行われたときは、判定基準金額も減額されます。
	被保険者 (ひほけんしゃ)	保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。
	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことで、
	保険契約者 (ほけんけいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利 (契約内容の変更の請求権など) および義務 (保険料支払義務など) を持つ人のことで、
	保険契約者代理人 (ほけんけいやくしゃだいにん)	「保険契約者代理特約」を付加した場合において、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者の代理人として手続きを行う人のことをいいます。保険契約者代理人は、被保険者の同意および当社の承諾を得て保険契約者があらかじめ指定した人となります。
	保険証券 (ほけんしょうけん)	保険契約の締結の際に交付する重要書類で、保険料円貨払込金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料 (ほけんりょう)	保険契約者からお払い込みいただくお金のことで、
	保険料円貨払込金額 (ほけんりょうえんかはらいこみきんがく)	指定通貨建の保険料にかえて円貨でお払い込みいただく一定の金額のことで、
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことで、月単位の契約応当日 (第1回保険料のときは契約日とします。) の属する月の初日から末日までの期間をいいます。
	保険料の払込期月 (ほけんりょうのはらいこみきげつ)	毎月の保険料をお払い込みいただく期間のことで、月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。ただし、第1回保険料の場合は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までをいいます。
	保険料払込の猶予期間 (ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん)	保険料の払込期月内に保険料のお払い込みの都合がつかない場合のために設けている期間のことで、猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合には、猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。
ま	免責事由 (めんせきじゆう)	支払事由に該当しても、死亡保険金をお支払いできない場合のことで、
	目標値判定為替レート (もくひょうちはんでいかわせれーと)	「目標値到達時円貨建終身保険移行特約 (平準払用)」を付加した場合において、主契約の解約返還金額を円貨に換算するときに用いる為替レートのことで、円貨に換算する日における対顧客電信買相場 (TTB) を下限とする当社所定の為替レートとなります。

や	約款 (やつかん)	ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。
	予定利率 (よていりりつ)	ご契約の責任準備金を積み立てる際に適用する利率のことです。第1保険期間の予定利率は、当社が定める基準利率をもとに計算し、毎月更改します。第2保険期間の予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める利率とします。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人の権限

- 当社の保険契約を取り扱う生命保険募集人（当社の社員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはずつぎのとおりです。

1 お申込み

- お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。

2 保険料のお払込み

- 第1回保険料円貨払込金額は、当社が定める取扱いにしたがって、お払い込みください。

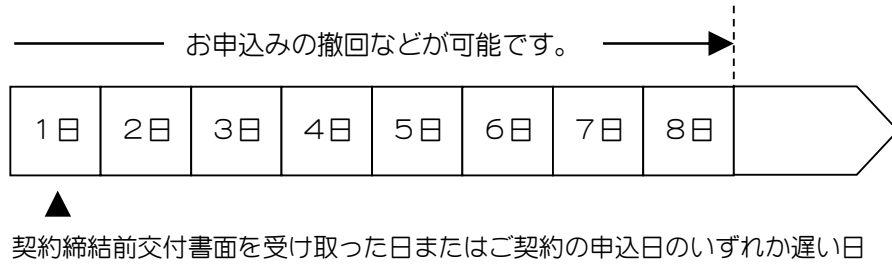
3 お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、契約締結前交付書面を受け取った日またはご契約の申込日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社へのお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

■イメージ図



* 募集代理店によっては「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」が契約締結前交付書面に該当します。

1 お申出方法

(1) 書面

郵便（はがき、封書（※））により以下のとおりお申し出ください。お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

※ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

●お申出先

〒141-8712

日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

●記入事項

- ① お申込みの撤回などを旨
- ② お申込者などの氏名（自署）・フリガナ
- ③ お申込者などの住所・電話番号
- ④ ご本人名義の返金口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）

（記入例）

- ① 私は契約の申込みの撤回を行います。
- ② 第一 太郎
- ③ 〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3
TEL○○-××××-○○○○
- ④ ○○銀行 ○○支店
普通 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

(2) 当社ホームページ

当社ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）からお申し出ください。お申込みの撤回などは、当社受信時に効力を生じます。

* 電磁的記録（当社ホームページ、CD-R等）によるお申出が可能です。

* CD-R等の電磁的記録媒体によるお申出の場合は、当社あて発信時に効力が生じます。

2 返金する金額

● 既にお払い込みいただいた金額があるときには、お申込者などに全額お返しいたします。

3 その他

● 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。

● お申込みの撤回などの時点において死亡保険金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込者などが死亡保険金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

- この保険は、第1保険期間にご契約を解約・減額した場合の解約返還金額などが責任準備金額の70%となります。したがって、解約返還金額などがお払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。
 - 金利や為替の水準により、第2保険期間死亡保険金額や第2保険期間移行日の解約返還金額などが、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
 - お払い込みいただいた保険料のうち一部は、死亡保険金を支払うための費用やご契約の締結・維持などに必要な費用にあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。
 - この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などがお払い込みいただいた保険料円貨払込金額の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- * 為替リスクについてはP16をご参照ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

商品のしくみ

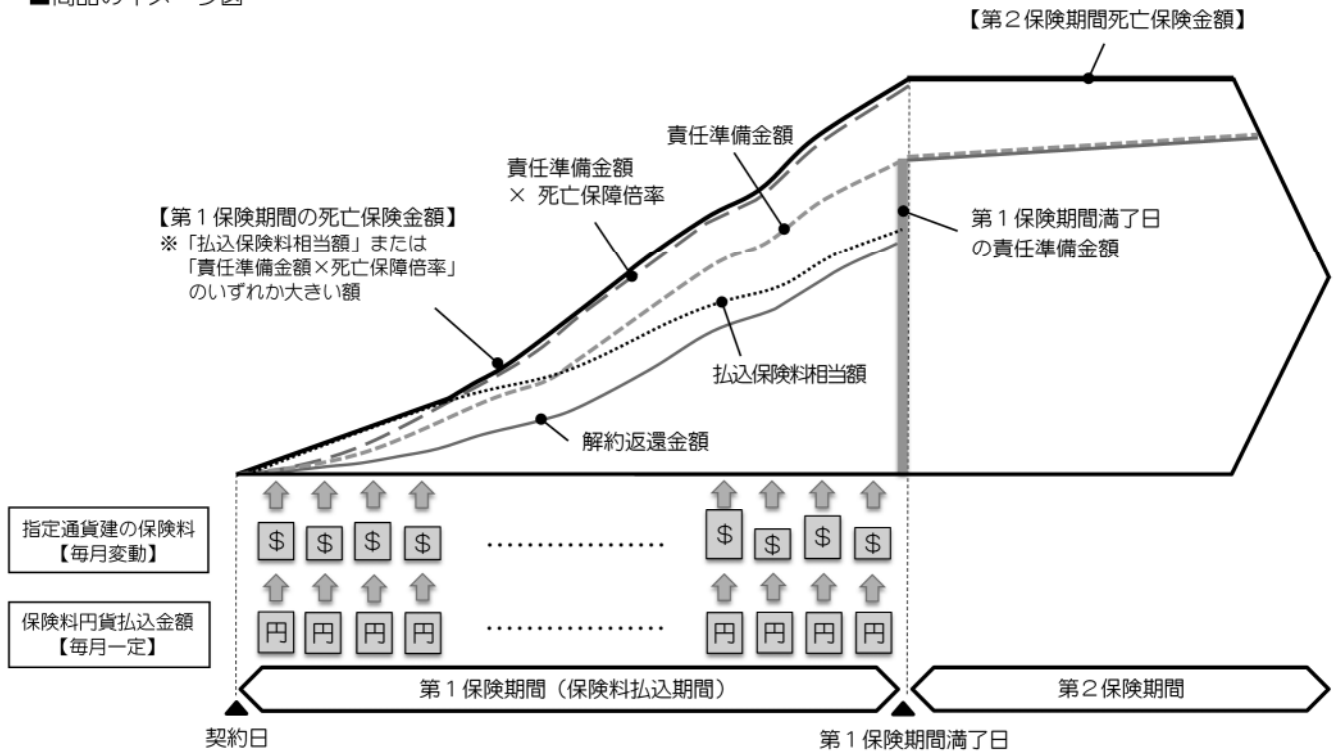
予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）の特徴

この保険は、毎月円貨で一定の金額を払い込み、通貨ごとに金利情勢に応じて予定利率を毎月更改するしくみの低解約返還金型の外貨建終身保険です。



・この商品は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図



1 毎月円貨で一定の金額を払い込む、低解約返還金型の外貨建終身保険です

- この保険は、第1保険期間（保険料払込期間）に解約した場合の解約返還金額の水準を抑えることで、第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身の期間）の死亡保障の水準を向上させた、保険料平準払方式の外貨建終身保険です。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。死亡保険金のお支払いなどは指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※1）
 ※1 「円貨支払特約」を付加することにより、死亡保険金などを円貨により受け取ることができます。【P20をご参照ください】また、死亡保険金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。なお、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。
- この保険には「保険料円貨払込特約（平準払用）」（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」）を適用が付加されているため、毎月の保険料を払い込む際に、一定額の保険料円貨払込金額をお払い込みいただきます。
- お払い込みいただいた保険料円貨払込金額については、第1回保険料円貨払込金額は契約日が属する月の前月末日、第2回以後の保険料円貨払込金額は各保険料の払込期月の前月末日における当社所定の為替レートをを用いて指定通貨に換算し、保険料に充当します。【P18をご参照ください】
- 毎月の保険料円貨払込金額が当社所定の金額を上回る場合、その金額の区分に応じて保険料に対する死亡保障の割合が高くなります。



・為替相場の変動により、保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料は毎月変動します。
 * 為替リスクについてはP16をご参照ください。

2 予定利率について

- この保険では、第1保険期間において、毎月払い込まれた保険料をもとに、通貨ごとに金利情勢に応じて毎月当社が定める基準利率をもとに計算される予定利率を適用し、責任準備金（※2）を積み立てます。なお、予定利率は保険料に対する実質的な利回りとは異なります。
- ※2 責任準備金とは、将来の死亡保険金を支払うために、保険料の中から積み立てるお金（準備金）のことです。
- 第1保険期間における予定利率は、当社が通貨ごとに定める基準利率をもとに計算し、毎月更改します。
- 基準利率は、通貨および第1保険期間満了日までの残存期間に応じた指標金利に基づき、毎月1日に設定されます。【詳細はP14をご参照ください。】
- 第1保険期間の予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める最低保証予定利率（保険料払込期間および経過年数に応じて異なります）を下回りません。
- 第2保険期間の予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める利率とします。



●第1保険期間中の予定利率は、月単位の契約応当日ごとに更改されるため、毎月変動します。

3 死亡保険金額について

- 被保険者が死亡したときには、つぎの金額を、死亡保険金としてお支払いします。（※3）
- ※3 未払込保険料がある場合には、死亡保険金額から差し引いてお支払いします。

お支払事由	お支払額
被保険者が第1保険期間（保険料払込期間）に死亡したとき	被保険者が死亡した時の「払込保険料相当額（※4）」または「責任準備金額×死亡保障倍率（※5）」のいずれか大きい額
被保険者が第2保険期間（第1保険期間満了日の翌日以後終身の期間）に死亡したとき	被保険者が死亡した時の第2保険期間死亡保険金額（※6）

- ※4 契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各月の保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額とします。
- ※5 死亡保障倍率は、第2保険期間移行日における被保険者の年齢および性別に基づき、ご契約の締結の際に定まります。
- ※6 第2保険期間死亡保険金額は、「第1保険期間満了日の責任準備金額×死亡保障倍率（※5）」となります。第2保険期間死亡保険金額を減額した場合は、減額後の金額が第2保険期間死亡保険金額となります。



- 金利や為替の水準により、第2保険期間死亡保険金額が、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回る場合があります。
- この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額が、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額を下回る場合や、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額の累計額を下回り損失が生じる場合があります。
- * 為替リスクについてはP16をご参照ください。

4 解約返還金額について

- この保険では、第1保険期間にご契約を解約・減額した場合の解約返還金額などは、責任準備金額の70%となります。
- 第2保険期間にご契約を解約・減額した場合の解約返還金額などは、責任準備金額と同額となります。



- 第1保険期間にご契約を解約した場合の解約返還金額などは、責任準備金額の70%となります。したがって、解約返還金額などがお払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 金利や為替の水準により、第2保険期間移行日の解約返還金額などが、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- お払い込みいただいた保険料のうち一部は、死亡保険金を支払うための費用やご契約の締結・維持などに必要な費用にあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などを下回る場合や、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額の累計額を下回り損失が生じる場合があります。
- * 為替リスクについてはP16をご参照ください。

5 保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）について

- ご契約の締結の際に、「保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）」を付加することにより、保険料円貨払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用される毎月の為替レートについて、円安時に最低保証為替レートで最低保証することができます。なお、円高時には、円高限度為替レートを上限として、毎月の為替レートを適用します。
【詳細はP19をご参照ください。】

6 目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）について

- 第2保険期間において、「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」を付加することにより、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を円貨建終身保険に移行することができます。【詳細はP20をご参照ください。】

7 年金支払移行特約（平準払用）について

- 第2保険期間において、「年金支払移行特約（平準払用）」を付加することにより、将来の死亡保険金のお支払いにかえて、年金受取に移行することができます。【詳細はP22をご参照ください。】

8 その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度および保険料自動貸付制度はありません。

予定利率

- 第1保険期間における予定利率は、契約日および契約日後の毎月の月単位の契約応当日に、毎月当社が定める基準利率をもとに計算されます。
- 基準利率は、それぞれの通貨の種類について、第1保険期間満了日までの残存期間に応じたつぎの利回りを指標金利とし、当社が基準利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日（当社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.5%（※）を加えた率を上限とし、最大1.0%（※）を減じた率を下限とする範囲内で当社が定めた利率となります。

指定通貨	第1保険期間満了日までの残存期間	指標金利
米ドル	7年以内	米ドル3年金利スワップレート
	7年超	米ドル10年金利スワップレート
豪ドル	7年以内	豪ドル3年金利スワップレート
	7年超	豪ドル10年金利スワップレート

* 米ドル金利スワップレートは「米ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（SOFR）」、豪ドル金利スワップレートは「豪ドル金利スワップレート（固定受け、変動払い（BBSW）」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

※ 指標金利と実際の運用資産との金利差および基準利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限を「+1.5%」、下限を「-1.0%」としています。

- 契約日における予定利率は、契約日における基準利率と同一とします。第1保険期間の毎月の月単位の契約応当日における予定利率は、契約日からその月単位の契約応当日までの各基準利率を平均した利率となります。
- 第1保険期間における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに毎月更改し、設定した日から直後に迎える月単位の契約応当日の前日まで責任準備金全体に適用します。なお、予定利率は保険料に対する実質的な利回りとは異なります。
- 第1保険期間における予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める最低保証予定利率（保険料払込期間および経過年数に応じて異なります）を下回しません。

■ 毎月の予定利率の計算例

基準利率	4月	5月	6月	7月
		A 3.00%	B 2.60%	C 2.40%

契約日が左記の場合の各ご契約に適用される毎月の予定利率					
契約日	4月1日	3.00% A	2.80% (A+B) ÷ 2	2.67% (A+B+C) ÷ 3	2.70% (A+B+C+D) ÷ 4
	5月1日	—	2.60% B	2.50% (B+C) ÷ 2	2.60% (B+C+D) ÷ 3
	6月1日	—	—	2.40% C	2.60% (C+D) ÷ 2
	7月1日	—	—	—	2.80% D

* 各基準利率を平均した予定利率は、小数第3位を四捨五入します。

【契約日から月単位の契約応当日までの期間が120か月を超える場合】

- 契約日から期間が120か月を超えた場合、契約日および月単位の契約応当日における基準利率を、契約日またはその月単位の契約応当日の120か月後の月単位の契約応当日における基準利率に置き換えたうえで、毎月の月単位の契約応当日における予定利率を計算します。この基準利率の変更は、契約日または月単位の契約応当日に対し120か月の整数倍後の月単位の契約応当日を迎えるごとに行います。

■ 契約日から月単位の契約応当日までの期間が120か月を超える場合の予定利率の計算イメージ

契約日から の経過	基準利率							予定利率
	X年4月	X年5月	X年6月	...	X+10年3月	X+10年4月	X+10年5月	
120か月目	A	B	C	...	Z	—	—	$(A+B+C\cdots+Z) \div 120$
121か月目	A'	B	C	...	Z	A'	—	$(2A'+B+C\cdots+Z) \div 121$
122か月目	A'	B'	C	...	Z	A'	B'	$(2A'+2B'+C\cdots+Z) \div 122$

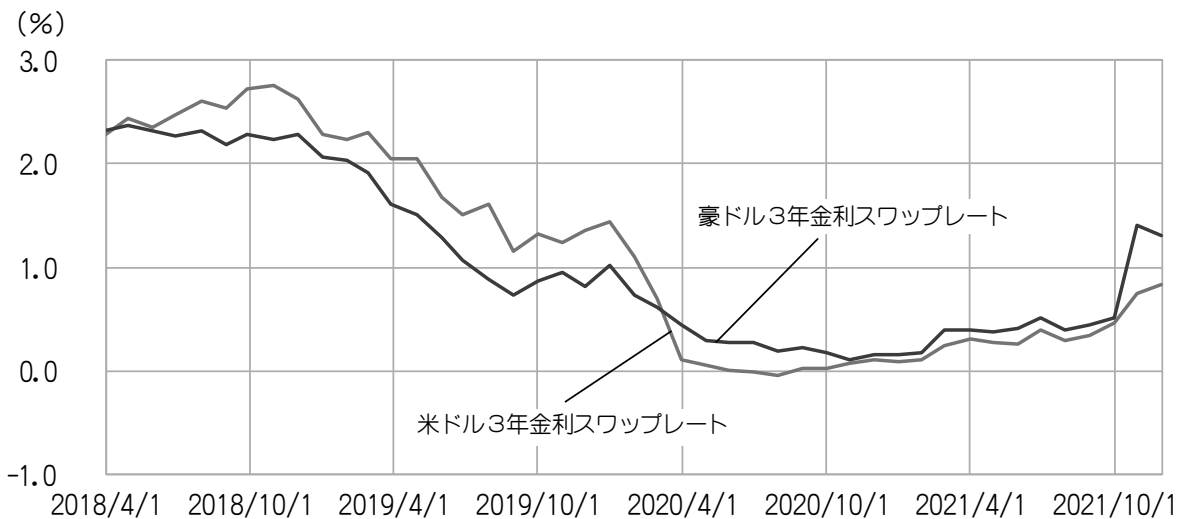
予定利率の計算上、置き換えます。

- 第2保険期間における予定利率は、ご契約の締結の際に当社が定める利率とします。
- 基準利率は、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。
- 当社は、P14に定める指標金利の利回りが算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって同利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

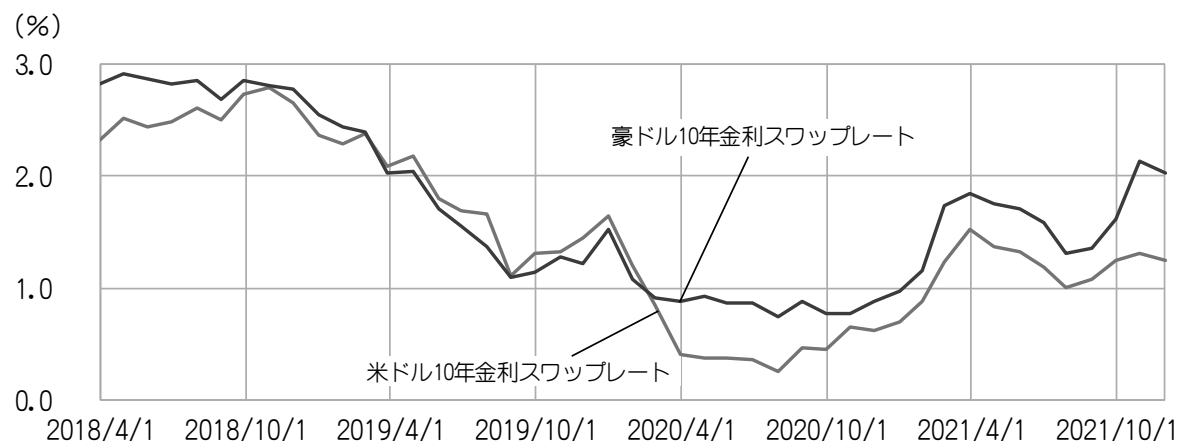
【参考】

■ 過去の指標金利の推移 (2018/4/1~2021/11/30 Bloomberg データをもとに作成)

- 第1保険期間満了日までの残存期間が7年以内の場合



- 第1保険期間満了日までの残存期間が7年超の場合



* 対象期間について、月次データ（月末値）を集計

為替リスク

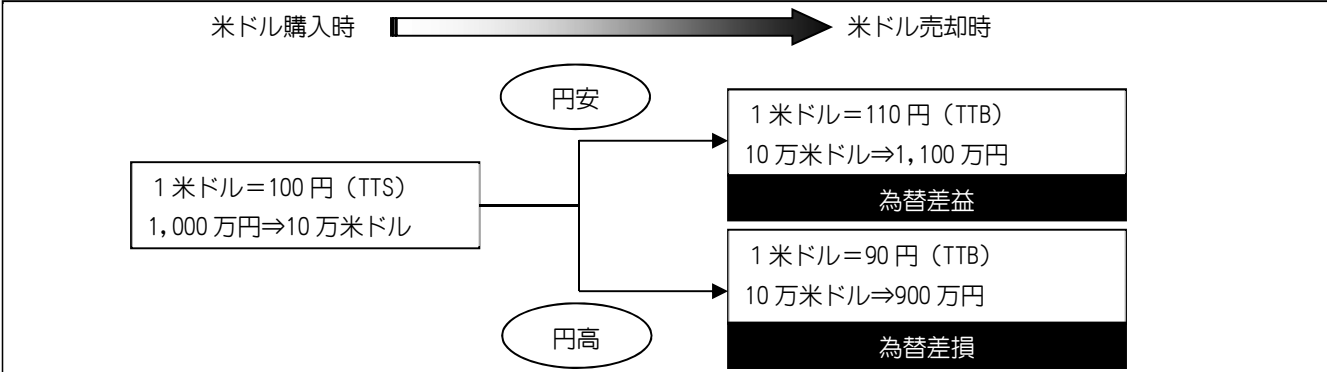
- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。

!

- この保険には、「保険料円貨払込特約（平準払用）」（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）が付加されており、毎月一定額の保険料円貨払込金額を指定通貨に換算して保険料に充当するため、為替相場の変動により、指定通貨建の保険料は毎月変動します。
- この保険は、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した死亡保険金額、解約返還金額などを下回る場合や、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額の累計額を下回り損失が生じる場合があります。

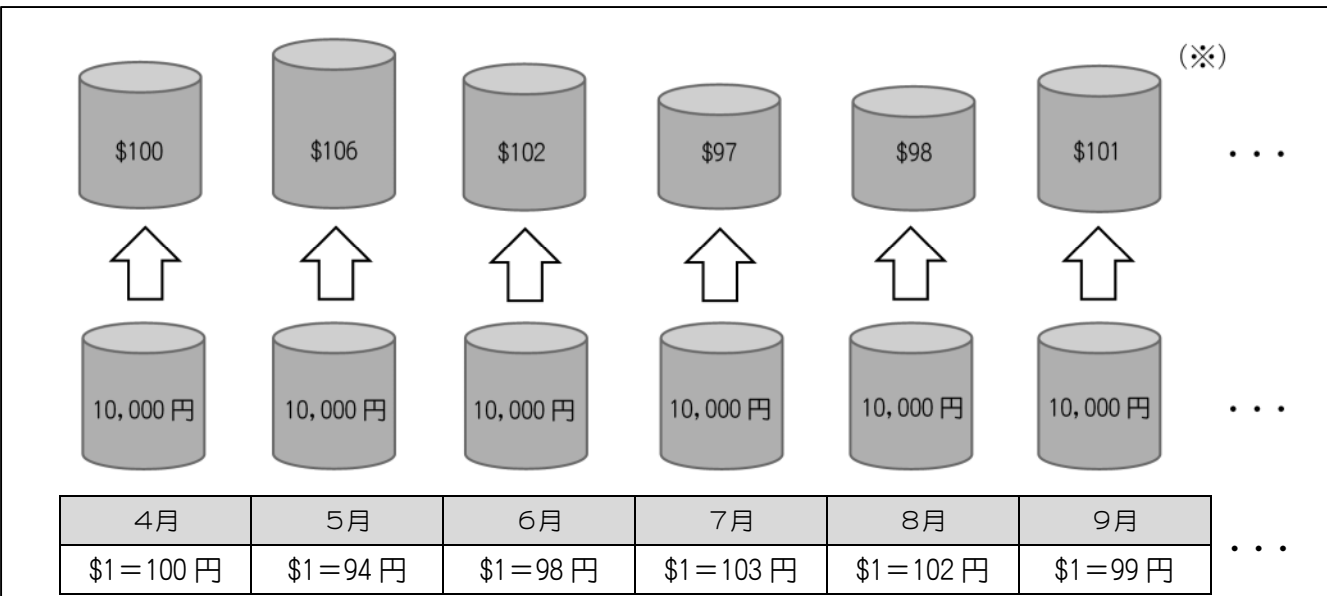
- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者または死亡保険金受取人に帰属します。

■ 一般的な為替リスクの例（米ドルの場合）



- 対顧客電信売相場 (TTS) …お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- 対顧客電信買相場 (TTB) …お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。
- 対顧客電信売買相場仲値 (TTM) …対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信買相場 (TTB) の中間の値です。
- * 為替相場に変動がない場合 (TTM が同値の場合) でも、TTS・TTB には差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。

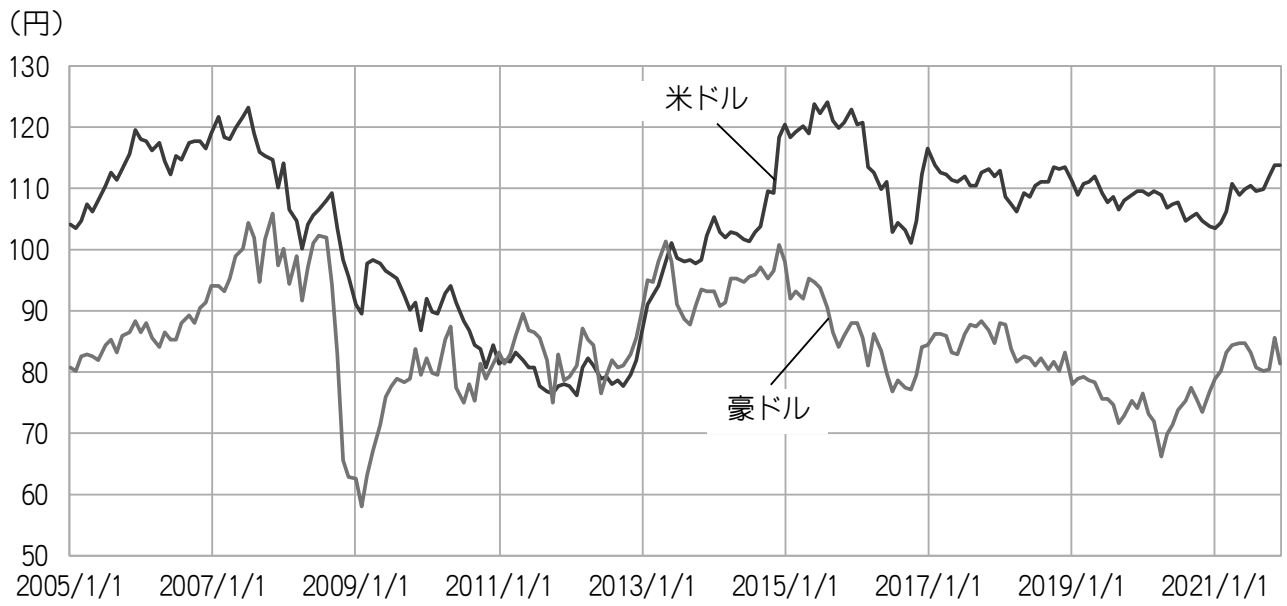
■ 保険料の払込における為替リスクの例（米ドル、保険料円貨払込金額が 10,000 円の場合）



※ ドル未満四捨五入としており、実際の端数処理とは異なります。

【参考】

■過去の為替レートの推移（2005/1/1～2021/11/30 Bloomberg データをもとに作成）



*対象期間について、月次データ（月末値）を集計

保険料円貨払込特約（平準払用）

◆この保険には、必ず保険料円貨払込特約（平準払用）（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）を付加していただきます。

この特約を付加し、「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用することにより、毎月一定額の保険料円貨払込金額をお払い込みいただき、その金額を指定通貨に換算して保険料に充当することができます。

●保険料円貨払込金額の指定通貨建の保険料への換算に適用する為替レートは、つぎの換算基準日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※1）を上限とする当社所定の為替レート（※2）となります。

対象	換算基準日（※3）
第1回保険料（第1回保険料円貨払込金額）	契約日が属する月の前月末日（※4）
第2回以後の保険料（第2回以後の保険料円貨払込金額）	各保険料の払込期月の前月末日（※4）

※1 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※2 「TTM+50銭」とします。（2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

※3 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。

※4 保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納をする場合、第1回保険料は第1回保険料の換算基準日、第2回以後の保険料は第2回以後の保険料の換算基準日を適用し、月単位の契約応当日が到来するたびに指定通貨に換算して充当します。



・為替相場の変動により、保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料は、毎月変動します。

●この特約のみの解約は取り扱いません。

●この特約を付加した場合、ご契約が失効したときは、保険料払込の猶予期間満了日の翌日に解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金を、ご契約が失効した日（※5）における当社所定の為替レート（※6）を用いて円貨に換算して支払います。【P32、34をご参照ください。】

※5 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※6 当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※7）を下限とする当社所定の為替レート（※8）となります。

※7 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※8 「TTM-50銭」とします。（2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。）



・ご契約が失効した場合の返還金は、ご契約が失効した日における当社所定の為替レートを用いて円貨に換算して支払います。

保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）

この特約を付加することにより、保険料円貨払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用される毎月の為替レートについて、円安時に最低保証為替レートで最低保証することができます。なお、円高時には、円高限度為替レートを上限として、毎月の為替レートを適用します。

- この特約は、ご契約の締結の際に、保険契約者からのお申出により付加できます。
- この特約を付加する場合、第1回保険料円貨払込金額をご入金いただくことで、主契約の保険契約上の保障が開始されます。なお、ご契約の契約日は、保障が開始される日が属する月の翌月1日となります。
 - * 第1回保険料円貨払込金額は当社の指定した口座に送金することによりお払い込みください。
- この特約を付加した場合、毎月の保険料円貨払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用する当社所定の為替レートは、つぎの為替レートのうち、いずれか円高となる為替レートとなります。ただし、適用する為替レートが円高限度為替レートよりも円高である場合は、円高限度為替レートを適用します。
 - (1) 保険料円貨払込特約（平準払用）に定める為替レート【P18をご参照ください】
 - (2) 最低保証為替レート
- 最低保証為替レートは、第1回保険料円貨払込金額（第1回保険料円貨払込金額充当金を含みます。）を当社が受領した日（野村証券経由の場合は野村証券にて振込処理を行った日）の翌日（※1）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※2）を上限とする当社所定の為替レート（※3）となります。（※4）
 - ※1 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。ただし、その営業日が主契約の契約日以後となる場合は、第1回保険料円貨払込金額を受領した日の属する月におけるその金融機関の最終営業日とします。
 - ※2 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
 - ※3 「TTM+50 銭」とします。（2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。）
 - ※4 第1回保険料円貨払込金額を受領した日の翌日が主契約の契約日となる場合は、第1回保険料円貨払込金額を受領した日における当社所定の為替レートとなります。ただし、その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、第1回保険料円貨払込金額を受領した日の属する月におけるその金融機関の最終営業日とします。
- 円高限度為替レートは最低保証為替レートと同時に定まり、ご契約時の円高限度為替レートがこの特約の保険期間（※5）満了時まで適用されます。
 - ※5 第1保険期間と同一の期間となります。ただし、第1保険期間が20年を超える場合は、この特約の保険期間は主契約の契約日から20年となります。
- この特約を付加した場合、この特約の保険期間中、お払い込みいただいた保険料からこの特約にかかる費用（最低保証為替レートを保証するための費用）を差し引きます。この特約にかかる費用は、毎月1日に市場環境等に応じて設定され、その翌月1日が契約日となる契約に対し、この特約の保険期間にわたり適用されます。
- この特約のみの解約は取り扱いません。
- この特約の中途付加は取り扱いません。



- この特約を付加した場合、第1回保険料円貨払込金額（第1回保険料円貨払込金額充当金を含みます。）を当社が受け取った時（野村証券経由の場合は野村証券にて振込処理を行った時）から主契約の保険契約上の保障が開始されます。
- この特約を付加した場合、毎月の保険料から最低保証為替レートを保証するための当社所定の費用が差し引かれます。そのため、毎月の保険料換算に適用する為替レートがご契約時から一定であった場合などは、この特約を付加した場合の責任準備金額が、この特約を付加しなかった場合の責任準備金額を下回ります。

円貨支払特約

この特約を付加することにより、主契約の死亡保険金などを円貨により受け取ることができます。

- この特約は、死亡保険金などのご請求の際に、死亡保険金受取人などからのお申出により付加できます。
- 外貨建の死亡保険金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※1）を下限とする当社所定の為替レート（※2）となります。

※1 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※2 「TTM-50 銭」とします。（2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

■お申出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつきのとおりとなります。

項目	お申出いただく方	円貨に換算する日
①死亡保険金	死亡保険金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※3）
②解約返還金	保険契約者	
③「年金支払移行特約（平準払用）」による特約年金の一括払時の支払金	特約年金受取人	
④「年金支払移行特約（平準払用）」を付加した場合の死亡時の支払金	特約年金受取人	
⑤その他の返還金	保険契約者	返還金を当社が支払う日

※3 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）

この特約を付加することにより、判定期間において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を円貨建終身保険に移行することができます。

- この特約は、主契約の第1保険期間満了日の翌日以後、保険契約者からのお申出により付加できます。ただし、主契約に「年金支払移行特約（平準払用）」が付加されている場合は、この特約の付加は取り扱いません。
- この特約の付加日は、主契約の第1保険期間満了日の翌日に付加したときは第1保険期間満了日の翌日、これ以外の時期に付加したときは当社がこの特約の付加のお申込みを承諾した日とします。
- 目標値は、この特約の締結の際に、当社の定める範囲で、105%、110%から200%（10%きざみ）の中から保険契約者にご指定いただけます。また、到達判定日（※1）までに限り目標値の変更を取り扱います。なお、変更の場合は、250%および300%についてもご指定いただけます。

※1 「到達判定日」とは、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。

- 判定期間は、主契約の第1保険期間満了日の翌日の3か月後における月単位の契約応当日（この日より後に付加したときは、この特約の付加日）から終身の期間とします。

- 判定期間の各日（※2）において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額（※3）の円換算額の割合が目標値に到達した場合、その到達した日の翌日（以下「円貨建移行日」といいます。）に主契約を円貨建終身保険に移行します。

※2 当社の営業日で当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示する日に限ります。

※3 解約返還金額の詳細はP34をご参照ください。

判定基準金額	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約の付加日における主契約の解約返還金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。（※4） ●判定基準為替レートは、この特約の付加日（※5）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※6）を上限とする当社所定の為替レート（※7）とします。
解約返還金額の円換算額	<ul style="list-style-type: none"> ●主契約の解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。 ●目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※6）を下限とする当社所定の為替レート（※8）とします。

※4 この特約が主契約に付加された後に主契約の第2保険期間死亡保険金額を減額した場合には、判定基準金額については、減額前の主契約の第2保険期間死亡保険金額と減額後の主契約の第2保険期間死亡保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

※5 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

- ※6 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
- ※7 「TTM+50 銭」とします。(2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。)
- ※8 「TTM-50 銭」とします。(2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。)

- この特約の解約は、到達判定日までに限り取り扱います。
- 円貨建移行日前に「年金支払移行特約(平準払用)」を付加した場合は、この特約は消滅したものとみなします。



・市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

【円貨建移行日以後の取扱い】

- ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて円貨で行います。
- 被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡保険金額としてお支払いします。
 - (1) 被保険者が円貨建移行日から円貨建移行日の2年後の年単位の応当日(以下「移行後保障増額日」といいます。)の前日までに死亡した場合は、被保険者が死亡した時の責任準備金額
 - (2) 被保険者が移行後保障増額日以後に死亡した場合は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

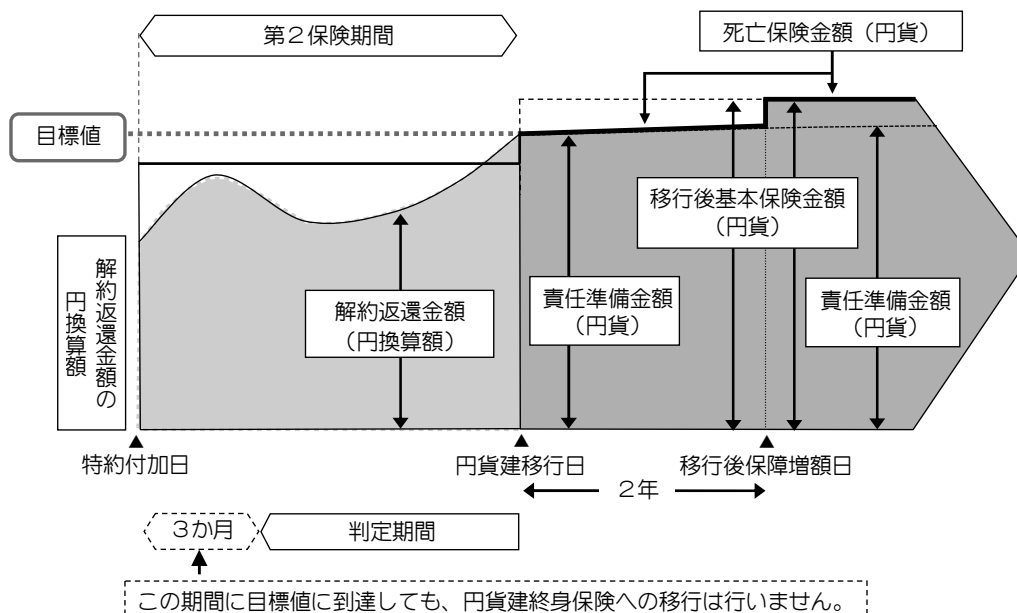


・移行後基本保険金額は、円貨建移行日に、到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算します。この場合、円貨建移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

・円貨建移行日以後の死亡保険金額は、円貨建移行日前の死亡保険金額の円換算額を下回ることがあります。

- 移行後基本保険金額は、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者にお支払いします。
- 解約返還金額は、責任準備金額と同額であり、経過年月数に応じて計算した金額とします。
- 移行後基本保険金額の減額を取り扱います。(ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。)

■イメージ図(第1保険期間満了日の翌日に付加し、目標値に到達した場合)



年金支払移行特約（平準払用）

この特約を付加することにより、将来の死亡保険金のお支払いにかえて、年金支払に移行することができます。

- この特約は、主契約の第1保険期間満了日の翌日以後、被保険者の年齢が90歳以下の場合に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の種類は確定年金、10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金とし、この特約のお申込時に、特約年金の種類、年金支払期間および特約年金受取人を保険契約者にご指定いただきます。
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第2回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。



・特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

- 特約年金額が当社所定の金額（※1）に満たない場合および特約年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。
※1 指定通貨に応じて、3,000米ドル、3,000豪ドル。また、円貨の場合は30万円。
- 特約年金の種類が10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、特約年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この特約を付加した既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の年金額などを通算して3,000万円（外貨建て年金を支払う場合、当社所定の為替レートで円貨に換算します。）をこえることとなるときは、そのこえる部分については年金のお支払いを行わず、特約年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。
- この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。
- 前述の特約年金支払開始日および特約年金原資額の取扱（これを「特約年金支払開始日等の通常取扱」といいます。）のほか、この特約を第1保険期間満了日の翌日に主契約に付加する際、第1保険期間満了日の翌日を特約年金支払開始日とし、特約年金支払開始日の前日の主契約の責任準備金額を特約年金原資額とする取扱（これを「特約年金支払開始日等の特別取扱」といいます。）を選択することができます。
* 確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の責任準備金額に満たないときは、特約年金支払開始日等の特別取扱は行いません。



・特約年金支払開始日等の特別取扱においては、特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の主契約の責任準備金額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

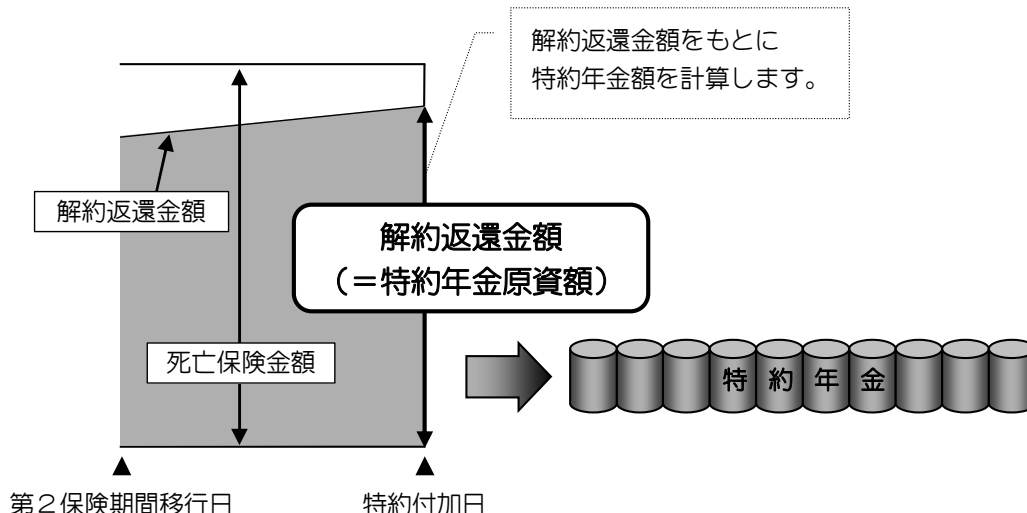
【特約年金のお支払い】

	お支払事由	お支払額（※2）	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間（※3）中の毎年の特約年金支払日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人
	被保険者が特約年金支払開始日から年金支払期間中の最後の特約年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人
10年保証期間付終身年金	被保険者が毎年の特約年金支払日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人
	被保険者が特約年金支払開始日から保証期間中の最後の特約年金支払日の前日までに死亡したとき	残余保証期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が毎年の特約年金支払日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人
	特約年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる特約年金の合計額が初めて特約年金原資額以上となる特約年金支払日の前日までの期間（「死亡時保証期間」といいます。）中に、被保険者が死亡したとき	死亡時保証金額（特約年金原資額からすでに支払われた特約年金の合計額を差し引いた金額）	特約年金受取人

※2 未払込保険料がある場合は、支払額から差し引いてお支払いします。

※3 3年、5年および10年の中から年金支払期間を選択いただきます。

■イメージ図



- 特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を請求することもできます。この場合の取扱いはつぎのとおりです。

	請求できる期間	お支払額	受取人
確定年金	年金支払期間の最後の特約年金支払日前	残余年金支払期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人
10年保証期間付終身年金(※4)	保証期間中の最後の特約年金支払日前	残余保証期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人
死亡時保証金額付終身年金(※4)	死亡時保証期間中の最後の特約年金支払日前	責任準備金(※5)のうち残余死亡時保証期間の特約年金の支払いのために積み立てている部分に相当する額	特約年金受取人

※4 保証期間(死亡時保証金額付終身年金の場合は死亡時保証期間)経過後、被保険者が生存している場合には生涯にわたって特約年金をお支払いします。

※5 将来の特約年金をお支払いするために、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。

年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)

この特約を付加することにより、「年金支払移行特約(平準払用)」による特約年金を円貨により受け取ることができます。

- この特約は、保険契約者(特約年金支払開始日以後は特約年金受取人)からのお申出により付加できます。
- 外貨建の特約年金の円貨への換算に適用する為替レートは、特約年金支払日(※1)における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(※2)を下限とする当社所定の為替レート(※3)となります。
 - ※1 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
 - ※2 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
 - ※3 「TTM-50銭」とします。(2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。)
- この特約を解約した場合、指定通貨によるお受取りとなります。



・特約年金を毎年の特約年金支払日における当社所定の為替レートで円貨に換算します。したがって、為替相場の変動による影響があることから、円貨での受取額は変動します。

「保険料換算為替レート円安保証特約(円高限度あり型)」、「円貨支払特約」、「目標値到達時円貨建終身保険移行特約(平準払用)」、「年金支払移行特約(平準払用)」および「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」については、2022年2月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合やご契約後の特約のお取扱いについては、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

保険契約者代理特約

この特約を付加することにより、保険契約者（主契約および特約の年金支払に移行後は、年金の受取人とします。以下同じ。）が被保険者の同意および当社の承諾を得てあらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者がご契約に関する手続きを行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

1 代理手続きができる場合

- 保険契約者がつぎのいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わってご契約に関する手続きを行うことができます。

- (1) 認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- (2) (1)に準じる状態であると当社が認めた場合

2 代理手続きの対象となる手続き

- 保険契約者代理人は、保険契約の解約等、保険契約者が行うことができる手続きを代理することができます。（※）ただし、つぎの手続きは代理手続きの対象外です。
 - ・ 保険契約者の変更
 - ・ 保険金等の受取人の変更
 - ・ 保険契約者代理人の変更
- ※ 保険契約者と保険金等の受取人が同一の場合、保険金等の受取人が行うことができる請求手続きも代理することができます。

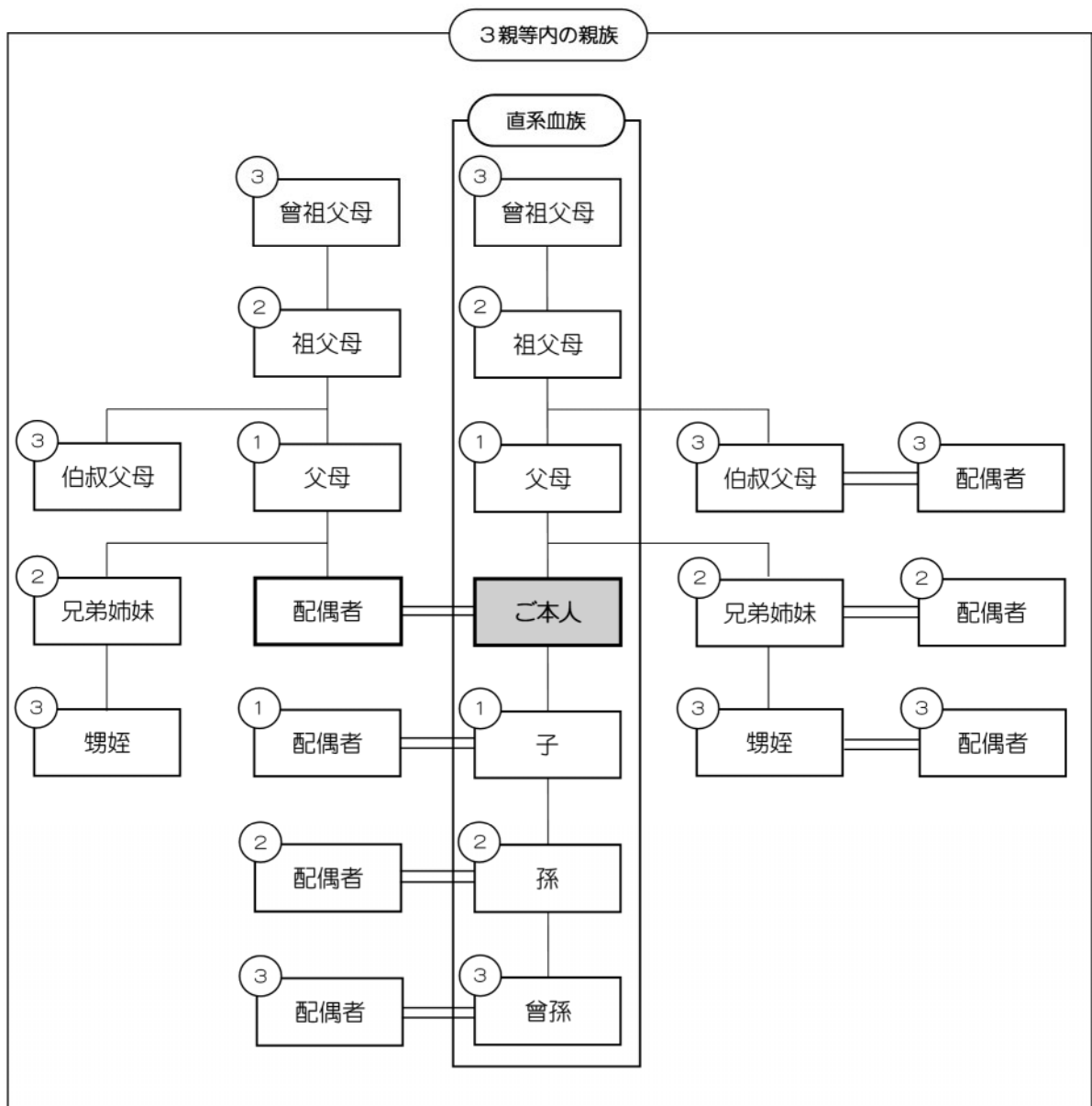
3 保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、保険契約者が被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめご指定いただいた方となります。ただし、手続時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。

- (1) 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 保険契約者の直系血族
 - (3) 保険契約者の3親等内の親族
 - (4) 保険契約者と同居または生計を一にしている方
 - (5) 保険契約者の財産管理を行っている方
 - (6) 被保険者
 - (7) 保険金等の受取人
 - (8) その他(4)～(7)と同等の関係がある方
- * (4)～(8)は当社が認めた方に限ります。

- 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。この場合も、手続時において、上記の範囲内に該当することが必要です。

■戸籍上の配偶者、直系血族および3親等内の親族



●故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者をご契約に関する手続きができない状態に該当させた者は、代理手続きを行うことはできません。



- ・保険契約者が法人である場合は、この特約の付加はできません。
- ・保険契約者代理人からの申出に基づいて代理手続きを行なった場合、当社から保険契約者にその旨のご連絡はいたしません。したがって、代理手続きの内容について保険契約者代理人しか知らない状況で、以後の契約内容が変わることや、ご契約が消滅することがあります。
- ・代理手続きにより保険金などの諸支払金をお支払いした場合には、その後同一の諸支払金の請求を受けても、重複してお支払いはしません。

◆ お願い

もしものときに保険契約者代理人が保険契約者の意向に沿った手続きができるように、保険契約者代理人を指定されるときや変更されるときには、保険契約者代理人になられる方へ、事前にご契約内容および保険契約者代理人が代理できる手続きの内容等についてお伝えください。

死亡保険金のお支払い

死亡保険金のお支払い

この保険における死亡保険金のお支払事由、お支払額および受取人はつぎのとおりです。

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡 保険金	被保険者が第1保険期間(保険料 払込期間)に死亡したとき	被保険者が死亡した時の「払込保険料相当額(※1)」 または「責任準備金額×死亡保障倍率(※2)」のい ずれか大きい額(※3)(※4)	死亡保険金受取人
	被保険者が第2保険期間(第1保 険期間満了日の翌日以後終身の 期間)に死亡したとき	被保険者が死亡した時の第2保険期間死亡保険金額 (※3)(※5)	

※1 契約日から被保険者が死亡した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各保険料の払込期月における、保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の合計額とします。

※2 死亡保障倍率は、第2保険期間移行日における被保険者の年齢および性別に基づき、ご契約の締結の際に定まります。

※3 被保険者が死亡した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引きます。

※4 この保険では、第1保険期間の死亡保険金の支払額の計算において用いる指定死亡保険金額はゼロをご指定いただくため、お支払額は、被保険者が死亡した時の「払込保険料相当額」または「責任準備金額×死亡保障倍率」のいずれか大きい額となります。

※5 第2保険期間死亡保険金額は、「第1保険期間満了日の責任準備金額×死亡保障倍率(※2)」となります。第2保険期間死亡保険金額を減額した場合は、減額後の金額が第2保険期間死亡保険金額となります。



• 金利や為替の水準により、第2保険期間死亡保険金額が、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回る場合があります。

- 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡保険金の支払事由が発生した場合は、死亡保険金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします。なお、第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、死亡保険金額から差し引きます。(金銭のお支払いはありません。)

死亡保険金をお支払いできない場合



・つぎの①～⑦のいずれかに該当する場合、死亡保険金をお支払いできません。また、死亡保険金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

	免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
		金額	返還先
免責となる場合	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき（※1）	被保険者が死亡した時の責任準備金額（※2）	保険契約者
	②保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき（①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額（※3）	保険契約者
	③死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の責任準備金額（※2）（※4）	保険契約者
	④戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の責任準備金額（※2）（※5）	保険契約者
（ご契約が消滅する）	⑤重大事由によりご契約が解除されたとき	解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日の解約返還金と同額。（※6）	保険契約者
	⑥ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑦死亡保険金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき	なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※1 自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いすることがあります。

※2 被保険者が死亡した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引きます。

※3 被保険者が死亡した日の直前の月単位の契約応当日（被保険者が死亡した日が契約応当日のときは、その契約応当日）の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引きます。

※4 死亡保険金の一部の受取人の故意によるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の責任準備金額（※2）を保険契約者にお支払いします。

※5 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額（※2）を下回ることはありません。）

※6 解除の通知を発信した日（被保険者死亡のときは死亡した日とします。以下同じ。）の直前の月単位の契約応当日（解除の通知を発信した日が契約応当日のときは、その契約応当日）の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、未払込保険料を差し引きます。

- 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡保険金の支払事由が発生した場合で、免責事由に該当したことにより死亡保険金が支払われないときは、お支払いする金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします。なお、第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、お支払いする金額から差し引きます。死亡保険金の一部の受取人の故意により死亡保険金の支払事由が発生したときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の第1回保険料円貨払込金額を保険契約者にお支払いします。

■重大事由とはつぎの場合をいいます。(免責・消滅事由⑤の内容)

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人がご契約の死亡保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- (2) このご契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が反社会的勢力(※7)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(※8)を有していると認められるとき

※7 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※8 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

- (4) (1)～(3)のほか、当社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

* 上記に定める事由が生じた後に、死亡保険金のお支払事由が生じていたときは、当社は死亡保険金をお支払いしません。(3)の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、死亡保険金のうち、(3)に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金(被保険者が死亡した日の直前の月単位の契約応当日(被保険者が死亡した日が契約応当日のときは、その契約応当日)の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を差し引いた金額とします。)を保険契約者にお支払いします。)また、すでに死亡保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

ご契約のお申込み後または死亡保険金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

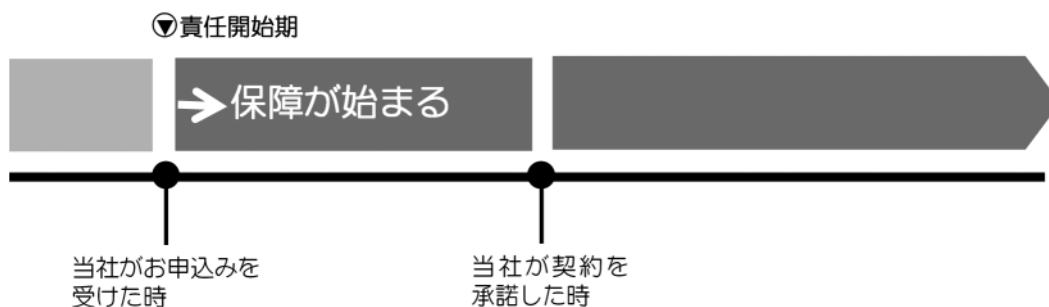
ご契約の成立と保障の責任開始期

ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。

■責任開始期について

【「保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）」を付加しない場合】

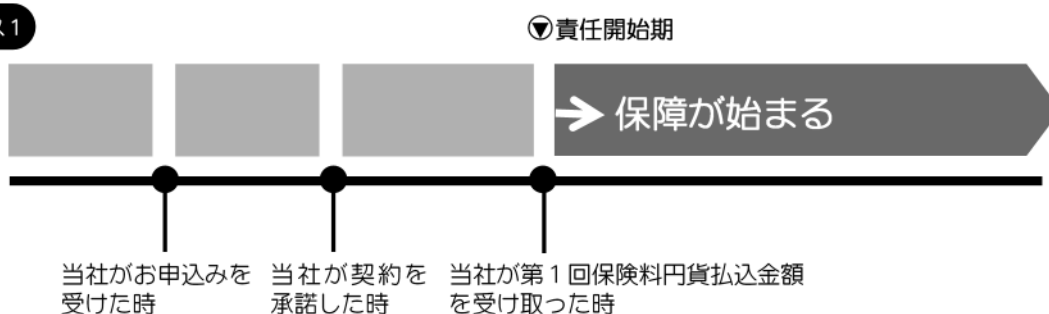
当社がお申込みを受けた時から保険契約上の保障が開始されます。



【「保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）」を付加した場合】

第1回保険料円貨払込金額（第1回保険料円貨払込金額充当金を含みます。）を当社が受け取った時（野村証券経由の場合は野村証券にて振込処理を行った時）から保険契約上の保障が開始されます。

ケース1



ケース2



■契約日について

●この保険の契約日は、当社の責任が開始される日が属する月の翌月1日となります。

保険料について

保険料の払込方法

① 払込方法（経路）について

- 保険料の払込方法（経路）については、つぎのいずれかの方法をご選択いただきます。

* 募集代理店によっては取り扱わない払込方法（経路）があります。

経路	取扱内容
口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社および当社が委託している収納代行会社が提携している金融機関などの保険契約者が指定した口座から、保険料円貨払込金額が振替日に自動的に振り替えられます。（※1）（※2）口座には必ず必要な金額をご準備ください。 ● 振替日に保険料円貨払込金額が振り替えられなかった場合には、翌月の振替日に2か月分の保険料円貨払込金額を振り替えます。翌月も振り替えられなかった場合、翌々月の振替日に3か月分の保険料円貨払込金額を振り替えます。
クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社の指定するクレジットカード発行会社の保険契約者が指定したクレジットカードにより保険料円貨払込金額が決済されます。（※2）（※3） ● 保険料円貨払込金額の決済ができなかった場合には、ご指定のクレジットカードでのお取扱いができなくなりますので、保険料の払込方法（経路）の変更手続きが必要となります。
送金	<ul style="list-style-type: none"> ● 当社の指定した金融機関などの口座に送金ください。 ● 送金の控えは大切に保管してください。

※1 同一口座から2件以上の保険契約の保険料円貨払込金額を振り替える場合には、振替順序の指定はできません。

※2 口座振替またはクレジットカードにより払い込まれた保険料円貨払込金額については、領収証の発行はいたしません。

※3 同一カードから2件以上の保険契約の保険料円貨払込金額を払い込む場合には、払込順序の指定はできません。

② 払込方法（経路）の変更について

- 保険契約者は、当社所定の範囲内で、払込方法（経路）を変更することができます。
- 払込方法（経路）の変更を希望される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 払込方法（経路）を変更される場合、新たな払込方法（経路）に変更されるまでの間の保険料円貨払込金額は、当社所定の払込方法（経路）でお払い込みください。

保険料の前納

- 保険料円貨払込金額をまとめてお払い込みいただくことができます（保険料の前納といいます。）。お払い込みいただいた保険料円貨払込金額は、当社の定める取扱いに基づき積み立てておき、月単位の契約応当日が到来するたびに指定通貨に換算し、保険料に充当します。
- 保険料の前納をされる場合は、当社の指定した口座に送金することによりお払い込みいただきます。
- 保険契約が消滅した場合にお払い込みいただいた保険料円貨払込金額の残額（保険料円貨払込金額の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分の残額）があるときは、その残額を払い戻します。
- 保険料の前納期間途中でのお申出による残額の払い戻しはできません。

同一月数分保険料の継続前納

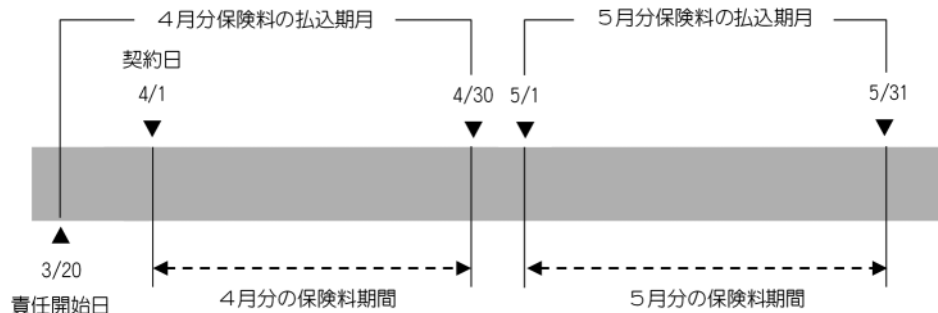
「同一月数分保険料の継続前納の特則」を適用して保険料円貨払込金額をまとめてお払い込みいただくことができます（同一月数分保険料の継続前納といいます。）。

- 当社の定める取扱いに基づき、6か月分または1年分の保険料円貨払込金額をまとめて、年2回または年1回、継続してお払い込みいただくことができます。お払い込みいただいた保険料円貨払込金額は、当社の定める取扱いに基づき積み立てておき、月単位の契約応当日が到来するたびに指定通貨に換算し、保険料に充当します。
- 同一月数分保険料の継続前納をされる場合は、口座振替によりお払い込みいただきます（※）。振替日に保険料円貨払込金額が振り替えられなかったときは、翌月の振替日に保険料円貨払込金額を振り替えます。翌月も振り替えられなかった場合、翌々月の振替日に保険料円貨払込金額を振り替えます。
※ まとめてお払い込みいただく保険料円貨払込金額に第1回保険料円貨払込金額が含まれる場合、当社の指定した口座に送金いただきます。
- 保険契約が消滅した場合にお払い込みいただいた保険料円貨払込金額の残額（保険料円貨払込金額の一部の払込を要しなくなった場合は、その払込を要しなくなった部分の残額）があるときは、その残額を払い戻します。
- 同一月数分保険料の継続前納期間途中でのお申出による残額の払い戻しはできません。
- 募集代理店によっては、同一月数分保険料の継続前納の取扱いが異なる場合があります。

保険料の払込期月と保険料期間

- 毎月の保険料円貨払込金額は、つぎの期間内（保険料の払込期月といいます。）にお払い込みください。
第1回保険料円貨払込金額：責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日まで
第2回以後の保険料円貨払込金額：月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- お払い込みいただいた保険料円貨払込金額が充当される期間のことを保険料期間といい、つぎのとおりとなります。
第1回保険料円貨払込金額：契約日から契約日の属する月の末日まで
第2回以後の保険料円貨払込金額：月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

■ 保険料の払込期月と保険料期間の例（責任開始日 3/20、契約日 4/1 の場合）



保険料払込の猶予期間とご契約の失効

- 保険料円貨払込金額のお払い込みには、保険料の払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。猶予期間内に保険料円貨払込金額のお払い込みがない場合には、猶予期間満了日の翌日にご契約は失効します。ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す（復活する）ことはできません。
- ご契約が失効した場合、保険契約者は猶予期間満了日の翌日に解約があったものとしたときに支払われる金額と同額の返還金（猶予期間満了日までの3か月分の未払込保険料が払い込まれた前提で計算された解約返還金額から、3か月分の未払込保険料を差し引いた金額）を請求することができます。なお、この返還金はご契約が失効した日における当社所定の為替レートをを用いて円貨に換算してお支払いします。【詳細はP18をご参照ください】

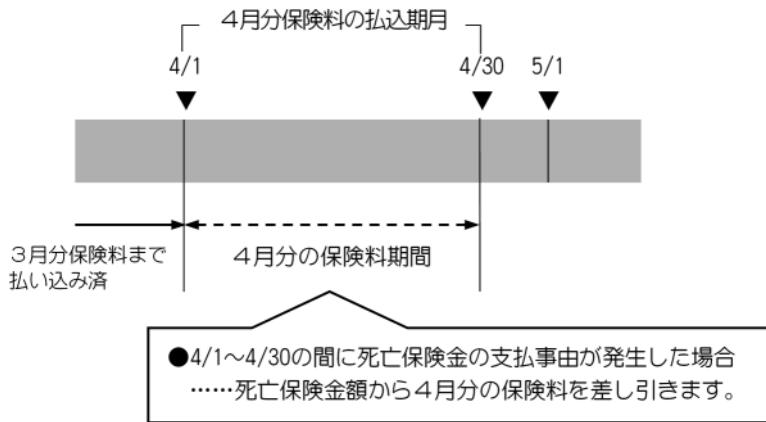
■ ご契約が失効する場合の例（4月分保険料の猶予期間満了により失効した場合）



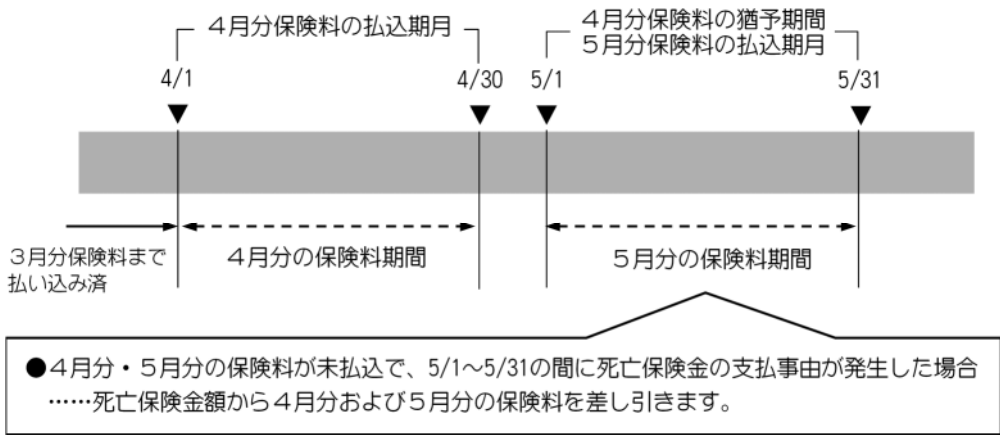
!
 ・ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す（復活する）ことはできません。

死亡保険金のお支払時の保険料の精算

- 死亡保険金額は、保険料を保険料の払込期月内の契約応当日（第1回保険料のときは契約日とします。）にお払い込みいただく前提で計算されています。死亡保険金の支払事由が発生した日の属する保険料期間の保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、保険料円貨払込金額を当社所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料を、死亡保険金額から差し引きます。



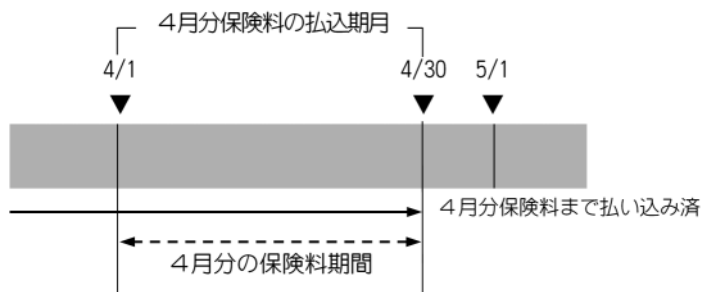
- 保険料払込の猶予期間中に死亡保険金の支払事由が発生した場合は、払い込まれていない保険料円貨払込金額を当社所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料を、死亡保険金額から差し引きます。



- 責任開始日から契約日の前日までの間に死亡保険金の支払事由が発生した場合は、死亡保険金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします。なお、第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、死亡保険金額から差し引きます。（金銭のお支払いはありません。）

解約返還金などのお支払時の保険料の精算

- 解約返還金額は、解約する日が属する月の前月分まで保険料をお払い込みいただいている前提で計算されています。保険料払込の猶予期間中に解約をされた場合は、前月分までの払い込まれていない保険料円貨払込金額を当社所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料を、解約返還金額から差し引きます。
- 解約などにより保険料のお払い込みが不要となった日の直前の月単位の契約応当日（保険料のお払い込みが不要となった日が契約応当日のときは、その契約応当日とします。）以後に支払事由が生じていないときで、当月分の保険料が払い込まれている場合は、その保険料を払い戻します。



- 4/1～4/30の間に解約などにより保険料の払込が不要となった場合
……4月分の保険料を払い戻します。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

- いつでも将来に向って、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- 解約返還金額は、つぎのとおりです。
 - (1) 第1保険期間に解約した場合
責任準備金額×70%
 - (2) 第2保険期間に解約した場合
責任準備金額
- 解約した日の直前の月単位の契約応当日（解約した日が契約応当日のときは、その契約応当日）の前日までの保険料期間について未払込保険料がある場合は、解約返還金額から未払込保険料を差し引いてお支払いします。



- 第1保険期間にご契約を解約した場合の解約返還金額などは、責任準備金額の70%となります。したがって、解約返還金額などがお払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 金利や為替の水準により、第2保険期間移行日の解約返還金額などが、お払い込みいただいた保険料円貨払込金額を指定通貨に換算した保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- お払い込みいただいた保険料のうち一部は、死亡保険金を支払うための費用やご契約の締結・維持などに必要な費用にあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。

保険料円貨払込金額の減額

第1保険期間中、保険料円貨払込金額の減額により、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。（※）
 保険料円貨払込金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、減額後の保険料円貨払込金額をご指定ください。（ただし、減額後の保険料円貨払込金額が当社所定の金額以上となることを要します。）
 保険料円貨払込金額を減額した場合、減額後の保険料円貨払込金額をもとに死亡保険金額などが計算されます。（責任準備金額は小さくなります。）なお、保険料円貨払込金額の区分が変わった場合、保険料に対する死亡保障の割合が低くなります。
 ※ 減額部分は解約したものととして取り扱います。詳細は上記の「解約と解約返還金」および P33 をご参照ください。

第2保険期間死亡保険金額の減額

第2保険期間中、第2保険期間死亡保険金額の減額により、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。（※）
 第2保険期間死亡保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。その際、減額する第2保険期間死亡保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の第2保険期間死亡保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）
 ※ 減額部分は解約したものととして取り扱います。詳細は上記の「解約と解約返還金」をご参照ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ②死亡保険金受取人がこのご契約の死亡保険金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡保険金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約（保険料円貨払込金額または第2保険期間死亡保険金額の減額を含みます。以下同じ。）は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡保険金受取人はご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

死亡保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

保険契約者および死亡保険金受取人の変更

(1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 死亡保険金受取人の変更

- 保険契約者は、死亡保険金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 死亡保険金受取人は、原則として被保険者の配偶者または被保険者の3親等内の親族である方のうちからご指定願います。

■死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

- 新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

* 死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等となります。

A (夫) B (妻)

C (子) D (子)

(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡保険金受取人：Bさん

- Bさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡保険金受取人となります。
- その後、Aさんが死亡した場合は、CさんおよびDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんおよびDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ50%ずつ）となります。

* 死亡保険金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(3) 遺言による死亡保険金受取人の変更

- 死亡保険金受取人の変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。
- 遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

- 当社が死亡保険金受取人の変更の通知を受ける前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

◆死亡保険金の税法上の取扱い

- 死亡保険金をお受取りの際は、保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。
- 保険契約者または死亡保険金受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

住所などの変更・保険証券の再発行のお手続き

1 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

- 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
- 保険契約者名 新住所と電話番号 旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、保険契約者代理人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

- 住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

2 保険証券の再発行

- 保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

死亡保険金のご請求方法

死亡保険金の支払事由が生じた場合には、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

- 死亡保険金をご請求される場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承願います。また、代理人の方が手続きする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。
- 団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った保険金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

死亡保険金のお支払期限

死亡保険金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して5営業日（※）以内にお支払いします。

ただし、死亡保険金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	死亡保険金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	<ul style="list-style-type: none"> ● お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ● 免責事由に該当する可能性がある場合 ● 不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合 	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して45日以内にお支払いします。
②	<ul style="list-style-type: none"> ①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ● 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ● 研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ● 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ● 日本国外における調査が必要な場合 	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して180日以内にお支払いします。

※ 営業日とは、以下の日を除く日をいいます。

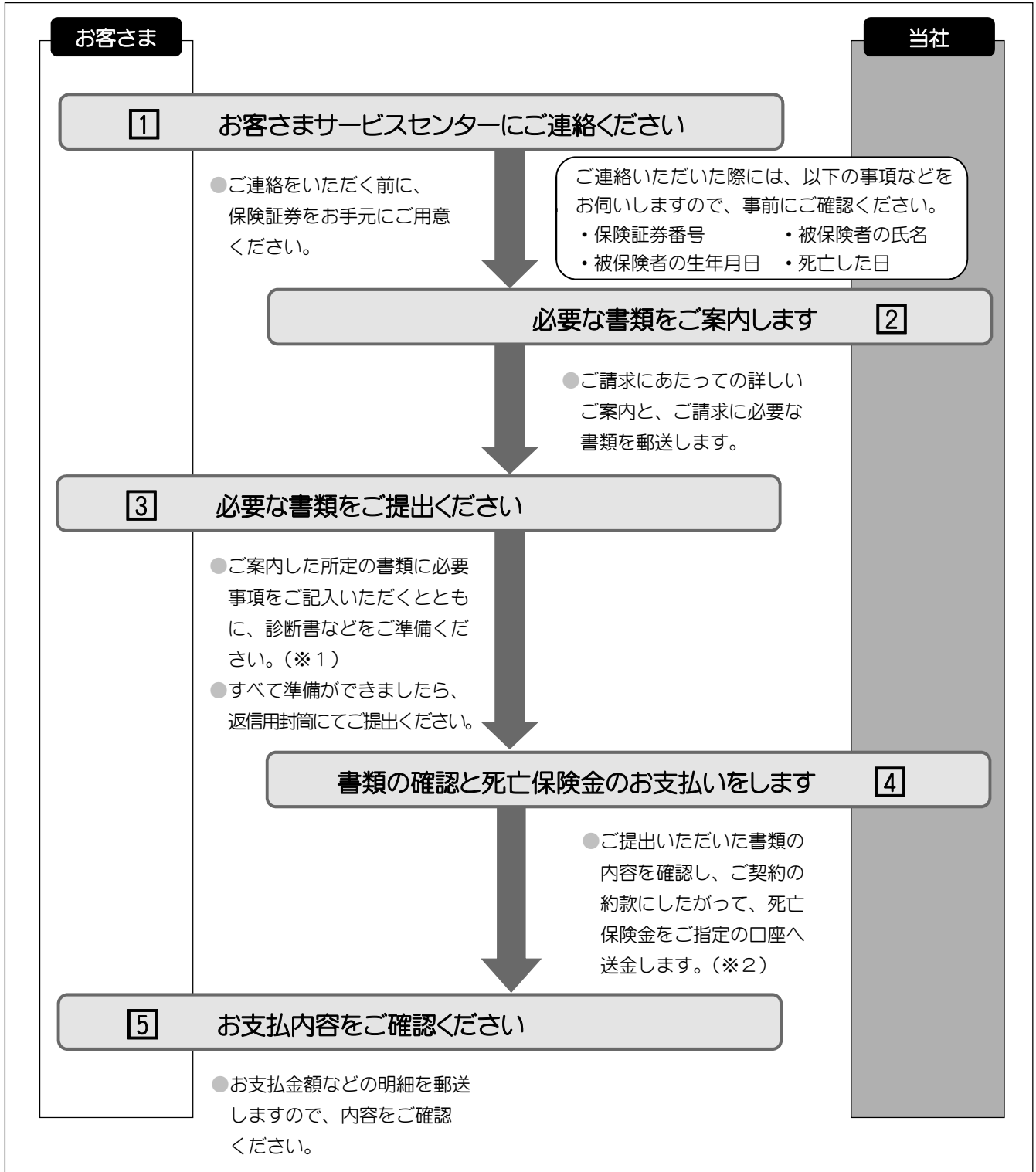
- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで



・死亡保険金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人などが正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金をお支払いしません。

死亡保険金のご請求手続きの流れ

●死亡保険金のご請求は、つぎの流れに沿って、死亡保険金受取人から行ってください。



※1 ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※2 ご提出いただいた書類を確認した結果、死亡保険金をお支払いできない場合【P27をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認を含みます。）させていただくため、死亡保険金のお支払いまでに日数を要する場合【P37をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター
 フリーダイヤル（平準払商品専用） 0120-765-228
 営業時間 9:00~17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

死亡保険金の請求訴訟

死亡保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

- * 2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。以下の記載内容は、これを加味しています。
- * 保険契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い

外貨建の死亡保険金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで、「3 死亡保険金などの税法上の取扱い」に基づき取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
死亡 保険金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
特約年金		特約年金支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
解約返還金		解約効力発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）

- * この保険には、必ず「保険料円貨払込特約（平準払用）」（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）を付加していただきますので、保険料は実際に円貨でお払い込みいただいた金額について、円貨建の生命保険と同様の税法上の取扱いとなります。
- * 「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」または「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」を付加した場合で、当社が、死亡保険金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額が課税対象となります。



- ・外貨でお受取りになる場合であっても、お受取額を円貨に換算した金額が課税対象となります。そのため、外貨建のお受取額から外貨に換算した税額を控除した金額が、外貨建の払込保険料相当額を下回ることがあります。

2 生命保険料控除

(1) 所得控除の取扱い

- 当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料（※）（この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。）に応じた金額がその年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。
- ※ この保険には、必ず「保険料円貨払込特約（平準払用）」（「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用）を付加していただきますので、保険料円貨払込金額が対象となります。
- 納税する人が保険料を払い込み、死亡保険金受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。
- 保険料の前納または同一月数分保険料の継続前納を利用の場合、控除の対象はお払い込みいただいた保険料のうち当年の保険料期間に対応する金額のみとなります。
- 年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。（毎年10月中旬以降に当社から「生命保険料控除証明書」を送付しますので、申告のときまで大切に保管してください。）
- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。（介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。）

(2) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

(3) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

3 死亡保険金などの税法上の取扱い

(1) 死亡保険金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡保険金受取人の関係に応じてつぎのとおり取り扱われます。

契約形態	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※）+住民税
保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(2) 解約・減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益があるときは、その差益について、所得税（一時所得）（※）+住民税の対象となります。

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



ここに記載の税務上の取扱いは 2022 年 2 月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の①第1保険期間中の費用と②第2保険期間中の費用です。そのほか、特定のお客さまには、③通貨の換算にかかる費用、④「保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）」を付加した場合の費用、⑤特約年金支払開始日以後の費用、⑥円貨建の終身保険に移行する場合の円貨建移行日以後の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、①と②のほか、③から⑥までのうち必要な費用を合算した額となります。

① 第1保険期間中の費用

お払い込みいただいた保険料から、ご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額が責任準備金として積み立てられます。

また、責任準備金からご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。

* 上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

② 第2保険期間中の費用

第2保険期間中、責任準備金からご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除します。

* 上記の費用は、第2保険期間移行日の年齢・性別、経過期間によって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

③ 通貨の換算にかかる費用

以下の特約により、保険料、死亡保険金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨にそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替手数料は、以下のとおりとなります。（2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

特約		為替手数料（1通貨単位あたり）
「保険料円貨払込特約 （平準払用）」	保険料をお払い込みいただくとき	50 銭
	失効した場合に返還金をお受取りになるとき	50 銭
「保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）」		50 銭
「円貨支払特約」		50 銭
「年金の円貨支払特約（支払ごと円貨換算型）」		50 銭
「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」 における解約返還金額の円貨への換算		50 銭

④ 「保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）」を付加した場合の費用

「保険料換算為替レート円安保証特約（円高限度あり型）」を付加した場合、この特約の保険期間中、お払い込みいただいた保険料から最低保証為替レートを保証するための費用を控除します。

* 上記の費用は、契約年齢、性別、契約時期、特約の保険期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

5 特約年金支払開始日以後の費用

「年金支払移行特約（平準払用）」を付加した場合、年金支払期間中につきの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用（※2）	時期
保険契約関係費 （年金管理費） （※1）	年金支払管理に 必要な費用 です。	支払われる特約年金額に対して以下のとおりです。 ・確定年金および10年保証期間付終身年金の保証期間中 ：0.4% ・10年保証期間付終身年金の保証期間経過後および死亡時 保証金額付終身年金（死亡時保証金額を含みます。）：1.4%	特約年金支払開始日 以後、特約年金の支 払日に控除します。

※1 特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。

また、保険契約関係費（年金管理費）は2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、特約年金支払開始日以後は、特約年金支払開始時点の数値が年金支払期間を通じて適用されます。

※2 「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」により円貨建の終身保険に移行した後に、「年金支払移行特約（平準払用）」を付加し、特約年金を支払う場合は、支払われる特約年金額に対して以下のとおりです。

- ・確定年金および10年保証期間付終身年金の保証期間中：最大0.35%
- ・10年保証期間付終身年金の保証期間経過後および死亡時保証金額付終身年金（死亡時保証金額を含みます。）：最大1.0%

6 円貨建の終身保険に移行する場合の円貨建移行日以後の費用

「目標値到達時円貨建終身保険移行特約（平準払用）」を付加して円貨建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、ご契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

* 上記の費用は、円貨建移行日の年齢・性別・経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。



・死亡保険金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客さまのご負担となります。

* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

会社・制度のご案内

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報の取扱い

当社では、お客さまの個人情報を以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

※ 個人情報保護方針については、当社ホームページ (<https://www.d-frontier-life.co.jp/>) でご覧いただけます。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126
営業時間 9:00~17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。

各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「会員会社一覧」をご参照ください。

保険金額などの削減

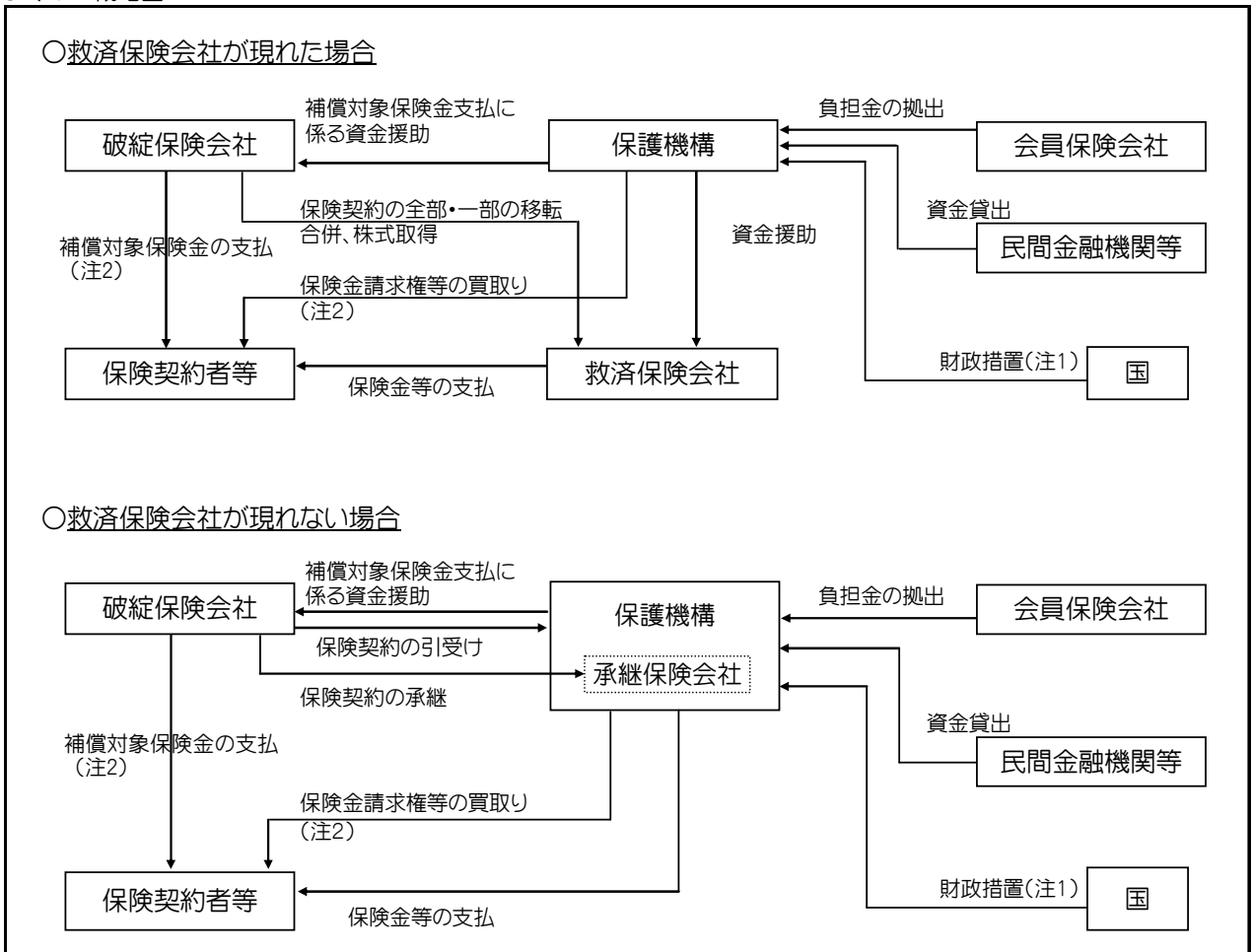
生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
 - ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
 - ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。
 - ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
 - ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2022年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820
 受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>